

平成25年8月27日

東京税関業務部

各 位

加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続の簡素化
に係る質問及び回答（追加Q & A）について

加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続の簡素化につきまして、
現在税関ホームページにてQ & Aが掲載されておりますが、今般、追加Q & Aが作
成されましたので、お知らせいたします。

○関係法令：関税暫定措置法第八条

問い合わせ先

東京税関業務部通関総括第2部門（電話：03-3599-6338）

加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告の減税手続の簡素化
に係る質問及び回答（追加 Q & A）

Q 1 製品を複数回に分割して輸入する場合に、暫 8 簡素化の適用を受けて行う輸入申告と暫 8 による減税の適用を受けることなく行う輸入申告が混在するときは、従前どおり附属書を税関に提出して、暫 8 による減税の適用を受けることなく行う輸入申告に係る輸出原材料の使用状況等について確認を受ける必要がありますか。

A 1 製品を複数回に分割して輸入する場合に、暫 8 の簡素化の適用を受けて行う輸入申告と暫 8 による減税の適用自体を受けることなく行う輸入申告が混在するときは、AEO 輸入者又は AEO 通関業者において輸出原材料の使用実績等の管理を適切に行うことにより、暫 8 による減税の適用自体を受けることなく行う輸入申告に係る附属書の税関への提出を省略することができます。

Q 2 暫 8 簡素化の適用を受けて行う一の輸入申告について暫 8 による減税の適用を受ける製品と暫 8 による減税の適用を受けない製品（※）が混在する場合には、暫 8 簡素化の適用を受けて輸入申告を行うことができますか。

※ 例えば、当初の契約数量を超過して製造された製品、特惠税率の適用を受ける製品、通関を急ぐ等の理由により暫 8 の適用を受けない製品などが該当します。

A 2 暫 8 簡素化の適用を受けて行う一の輸入申告について暫 8 による減税の適用を受ける製品と暫 8 による減税の適用を受けない製品が混在する場合は、暫 8 による減税の適用を受ける製品についてのみ暫 8 簡素化の適用を受けることができます。

Q 3 暫8簡素化の適用を受けて行う一の輸入申告について暫8による減税の適用を受ける製品と暫8による減税の適用を受けない製品(※)が混在する場合に、暫8を適用しない製品について、暫8簡素化を利用して個別評価申告の添付書類として管理表のみを添付することができますか。

※ 例えば、当初の契約数量を超過して製造された製品、特惠税率の適用を受ける製品、通関を急ぐ等の理由により暫8の適用を受けない製品などが該当します。

A 3 暫8簡素化の適用を受けて行う一の輸入申告について暫8による減税の適用を受ける製品と暫8による減税の適用を受けない製品が混在する場合は、暫8を適用しない製品について、暫8簡素化を利用して個別評価申告書の添付資料を省略することはできません。

Q 4 暫8簡素化の適用を受けて行った輸入申告に係る修正申告を行う場合は、当該輸入申告の際に暫8簡素化の適用を受けて提示又は提出を省略したすべての書類を提出又は提示する必要がありますか。

A 4 暫8簡素化の適用を受けて行った輸入申告に係る修正申告を行う場合は、当該修正申告に係る事項を記載した書類を提出していただく必要があります。具体的には、修正申告を行う際に輸入申告を行った税関官署の通関部門にご相談ください。

Q 5 8月中に輸入(引取)申告を行って輸入の許可を受けた製品について9月中に特例申告を行う場合は、暫8簡素化の適用を受けることができますか。

A 5 輸入(引取)申告が8月中に行われたものについて9月中に特例申告を行う場合は、暫8簡素化の適用を受けることができません。